

主要農作物種子法廃止に対する新たな県条例の制定を求める意見書

主要農作物種子法（以下「種子法」という。）は、戦後の食糧増産に対応するため、日本の基幹作物である米、麦、大豆の種子の生産と普及を「国の役割」と定め、昭和27年に制定された。この種子法のもと、米、麦、大豆の品種開発と種子の安定供給に対する国及び都道府県の公的役割が明確となり、生産者への優良で安価な種子の供給、農作物の安全性と流通の確保につながってきたところである。

島根県では、これまで種子法に基づき、米、麦、大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務付けることにより、地域に適した優良銘柄を開発し種子を安価に供給するなど、県民の営農活動を支え、地域農業の振興、ひいては県勢の発展・国土形成に大きく貢献をしてきたところである。

しかしながら、平成30年4月1日に種子法が廃止され、都道府県が行ってきた種子の改良や安定供給の取組に法的な裏付けがなくなったため、島根県の今後の事業展開や安定的な予算確保について心配されるところである。また、種子の生産を民間に委ねた場合、国や県が開発・保全してきた公共財でもある主要農作物の育種素材が歯止めなく海外に流出することで生じる品質の低下、育種素材を元に民間企業が商品開発・独占販売することで生じる種子価格の高騰や品種の淘汰などが懸念される。農政の発展には民間の協力が不可欠であるが、基幹作物の種子に関しては国民・県民の食の権利を守るという観点から、官の公的役割を明確にすることが重要と考える。

島根県におかれては、農業者や消費者の不安を払拭するため、今後とも優良な品種の開発、奨励品種制度の継続及び種子の安定供給・品質確保について安定して実施されるよう、種子法に代わる県独自の条例を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年（2019）12月19日

出雲市議会